

様式第3（第7条関係）

番 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援モデル事業）  
交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け（GAJ事業番号：XXXXX）で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援モデル事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援モデル事業）交付規程（平成27年4月16日温審協B第150416002号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般社団法人温室効果ガス審査協会 代表理事 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け（GAJ事業番号：XXXXX）交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。  
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円  
ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け（GAJ事業番号：XXXXX）交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援モデル事業）交付要綱（平成27年4月9日環地温発第15040917号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備の高効率化改修支援モデル事業）実施要領（平成27年4月9日環地温発第15040915号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。